

記載例 美容所開設届

県証紙
貼付欄

保健所で記載内容等の確認を受けて、
最終的に届出を提出する日の日付を記載

令和 年 月 日

村山保健所長 殿

美容所開設者の住所(住民票記載のとおりに記載)・氏名を記載
開設者が法人の場合、法人の所在地、法人名、代表者職・氏名を記載

開設者

住所 寒河江市大字西根字石川西355号

氏名 山田 太郎

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

美 容 所 開 設 届

【注意事項】

美容所開設には、作業室の面積要件、設備要件等があるため、必ず事前に日程調整のうえ、村山保健所生活衛生課 営業衛生担当に事前相談ください。

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

理容所との重複開設を希望する場合、一定の要件を満たす必要があるため、事前に村山保健所生活衛生課 営業衛生担当に相談ください	美容所の名称	寒河江美容					
	美容所の所在地	寒河江市大字西根字石川西355号					
	開設予定年月日	令和 4年 4月 1日	美容所の電話番号	営業所電話番号	可・否		
受付、待合室、休憩室、トイレ等を除く作業室の面積を記載	重複開設の有無	有・無					
	理容所との重複開設	同一の場所で現に開設されている理容所の名称					
	同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	令和 年 月 日					
設備は、添付の店舗平面図に記載の設備等の数と一致していること。	営業形態	頭髮に係る作業 <input checked="" type="radio"/> 有・無					
	面積	23.4 m ²	開放窓	<input checked="" type="radio"/> 有 無			
	天井	2.2 m	待合室(待合席)	2.5 m ²	その他		
消毒器は、実際に使用する消毒器の数を記載すること。	床の材質	クッションフロア	長いす	1脚	待合スペースとして予定している場所の面積を記載		
	美容いす(セットいす)	2台	蒸気消毒器	1台	洗髪設備	1台	
	美顔術いす	1台	煮沸消毒器	1台	手洗設備	1台	
手洗設備と器具類洗浄設備はそれぞれ設置すること。	シャンプーいす	1台	紫外線消毒器	1台	器具類洗浄設備	1台	
	鏡	2面	薬物消毒液器	1個	毛髪箱	1個	
	収納設備	1台	救急箱	1個	汚物箱	1個	
毛髪箱、汚物箱(ゴミ箱)、救急箱は必ず設置すること。	換気	自然換気	<input checked="" type="radio"/> 機械換気	採光・照明	照度 ルクス (※保健所記入欄)		
	換気扇等を設置する場合は、機械換気に○を付ける。						

美容所の電話番号の公開について、
可・否いずれかに○を付ける

まつげエクステ専門店等頭髮に係る作業を行わない場合、「無」に○を付ける

待合スペースとして
予定している場所の
面積を記載

手洗設備と器具
類洗浄設備は
それぞれ設置す
ること。

毛髪箱、汚物箱
(ゴミ箱)、救急
箱は必ず設置
すること。

管 美 容 師	住 所	寒河江市大字西根字石川西355号	
	氏名・生年月日	山田 太郎	昭和57年6月1日生
	登録年月日及び番号	平成15年10月1日	山形県 第 56789号
	修了証書交付年月日及び番号	平成22年10月1日	第 12345号
従 業 者	美 容 師	氏名・生年月日	月山 花子 平成5年9月30日生
		登録年月日及び番号	平成26年4月30日 大臣免許 第 12121号
	氏名・生年月日	年 月 日生	
	登録年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	氏名・生年月日	年 月 日生	
	登録年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	氏名・生年月日	年 月 日生	
	登録年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	氏名・生年月日	年 月 日生	
	登録年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	氏名・生年月日	年 月 日生	
	登録年月日及び番号	年 月 日 第 号	
そ の 他	氏名・生年月日	年 月 日生	
	氏名・生年月日	年 月 日生	
	氏名・生年月日	年 月 日生	
備 考			

従業者が1人の場合は記載不要
従業者が2人以上の場合は記載が必要

雇用する理容師及びその他の従業員全員を記載

備考

- 美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、「理容所との重複開設」の欄、「作業室」の欄、「設備」の欄及び「従業者」の欄に係る事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 次に掲げる書類を添付すること。ただし、美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、次の(1)から(3)までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。
 - 美容所の構造及び設備を明らかにした平面図
 - 美容所付近の見取図
 - 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
 - 「理容所との重複開設」の欄、「作業室」の欄、「設備」の欄及び「従業者」の欄に係る事項の記載、(1)から(3)までに掲げる書類の添付又は3の(1)及び(2)に掲げる書類の提示を省略する場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 次に掲げる書類を提示すること。ただし、美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、次の(1)及び(2)に掲げる書類のうち変更がない書類の提示を省略することができる。
 - 美容師につき、美容師免許証又は美容師免許証明書
 - 美容師である従業者の数が常時2人以上である場合は、管理美容師につき、管理美容師講習会修了証書
 - 外国人が開設する場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
 - 法人が開設する場合は、定款又は寄附行為